

平成 30 年度 琴浦町国民健康保険運営協議会（第 2 回）日程

日時 平成 31 年 2 月 21 日(木) 14:00～16:00

場所 琴浦町役場本庁舎 第 2 会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事

(1) 会議録署名委員指名

(2) 平成 30 年度国民健康保険特別会計執行見込について

- ① 年齢別保険給付費 推移（平成 22 年度～平成 30 年度見込）・・・ P 1
- ② 年齢区分別 1 人当たり保険給付 推移（平成 22 年度～平成 30 年度見込）・・・ P 2
- ③ 琴浦町人口と国保被保険者数の推移（平成 20 年 4 月～平成 31 年 1 月）・・・ P 3
- ④ 琴浦町人口と保険別被保険者数推移（平成 20 年 4 月～平成 31 年 1 月）・・・ P 4
- ⑤ 平成 30 年度国保税収納状況（1 月末）・・・ P 5
- ⑥ 平成 30 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について・・・ P 6
- ⑦ 平成 30 年度国保保健事業実施状況（中間報告）・・・ P 7～12
- ⑧ 第 2 期琴浦町データヘルス計画の進捗状況について・・・ P 13～18

(3) 平成 31 年度国民健康保険について

- ① 平成 31 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）・・・ P 19～20
- ② 平成 31 年度国民健康保険税率（案）・・・ P 21～23

(4) その他

- ① ジェネリック医薬品数量シェア推移（平成 26 年 4 月分から）・・・ P 24

【別添資料】

- (別紙 1) 予算関係資料及び国保税関係資料
- (別紙 2) 平成 30 年度国民健康保険特別会計補正一覧
- (別紙 3) 平成 31 年度国民健康保険特別会計予算（案）一覧
- (別紙 4) 平成 31 年度納付金等一覧

- 4 閉 会

会議出席者一覧

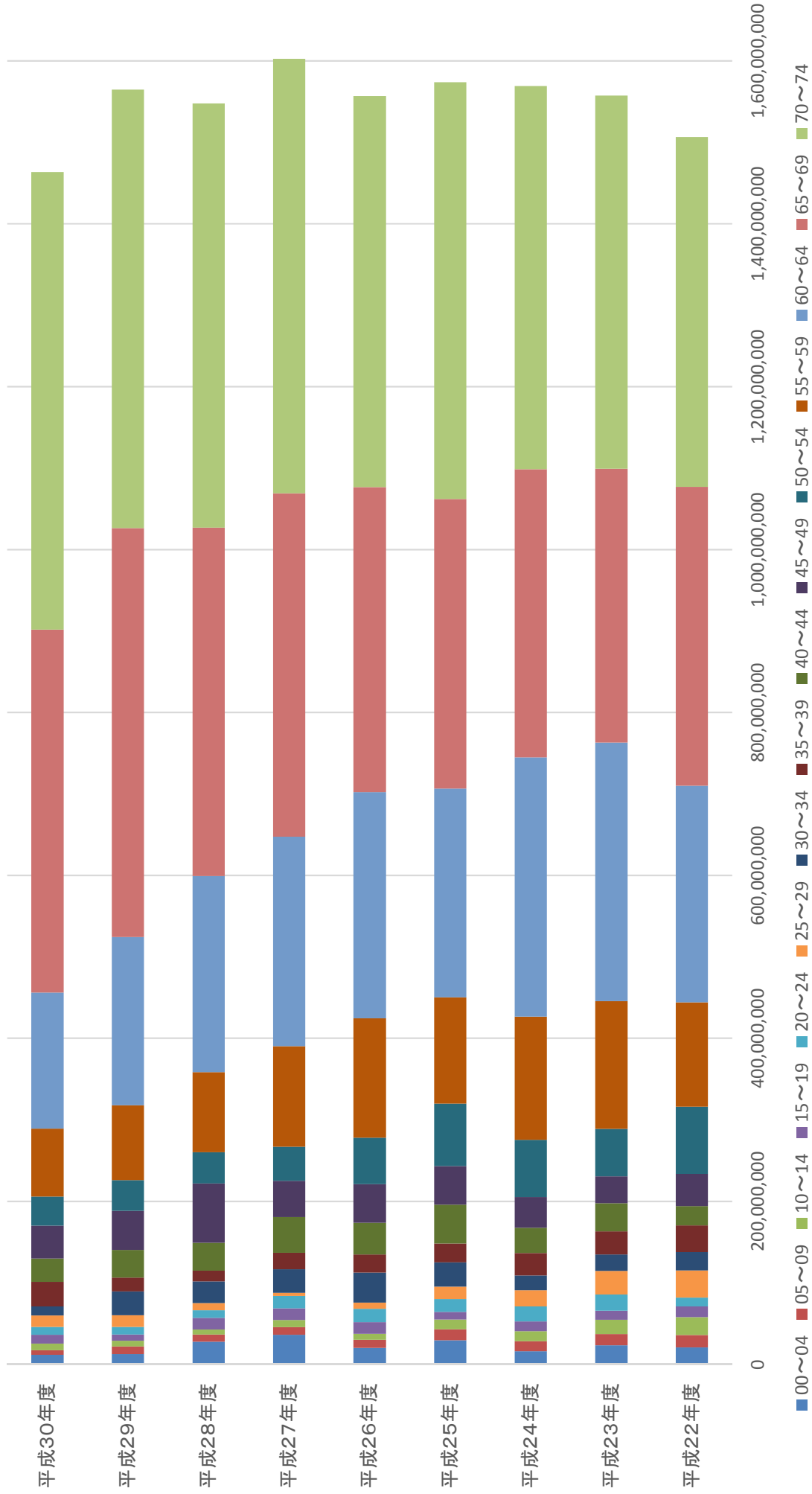
平成30年度琴浦町国民健康保険運営協議会
(平成31年2月21日)

	氏名	出欠状況		備考
		出席	欠席	
被保険者代表	安谷 潔美	○		
	入江 里美	○		
	前田 博司		○	
公益代表	三浦 勝美	○		農業委員会
	田中 千明	○		食生活改善推進員
	藤本 多津子	○		民生児童委員
医療機関代表	青木 哲哉	○		
	石亀 裕通	○		
	松本 恵吾	○		

	氏名	所属
事務局	小松 弘明	町長
	大田 晃弘	町民生活課 課長
	大田 望	税務課 課長
	難波 浩幸	子育て健康課
	高多 佑典	町民生活課
	黒木 裕子	町民生活課

琴浦町国民健康保険 年齢別保険給付費 推移

(保険者負担額 + 高額療養費現物 + 食事療養費保険者負担額) (単位:円)



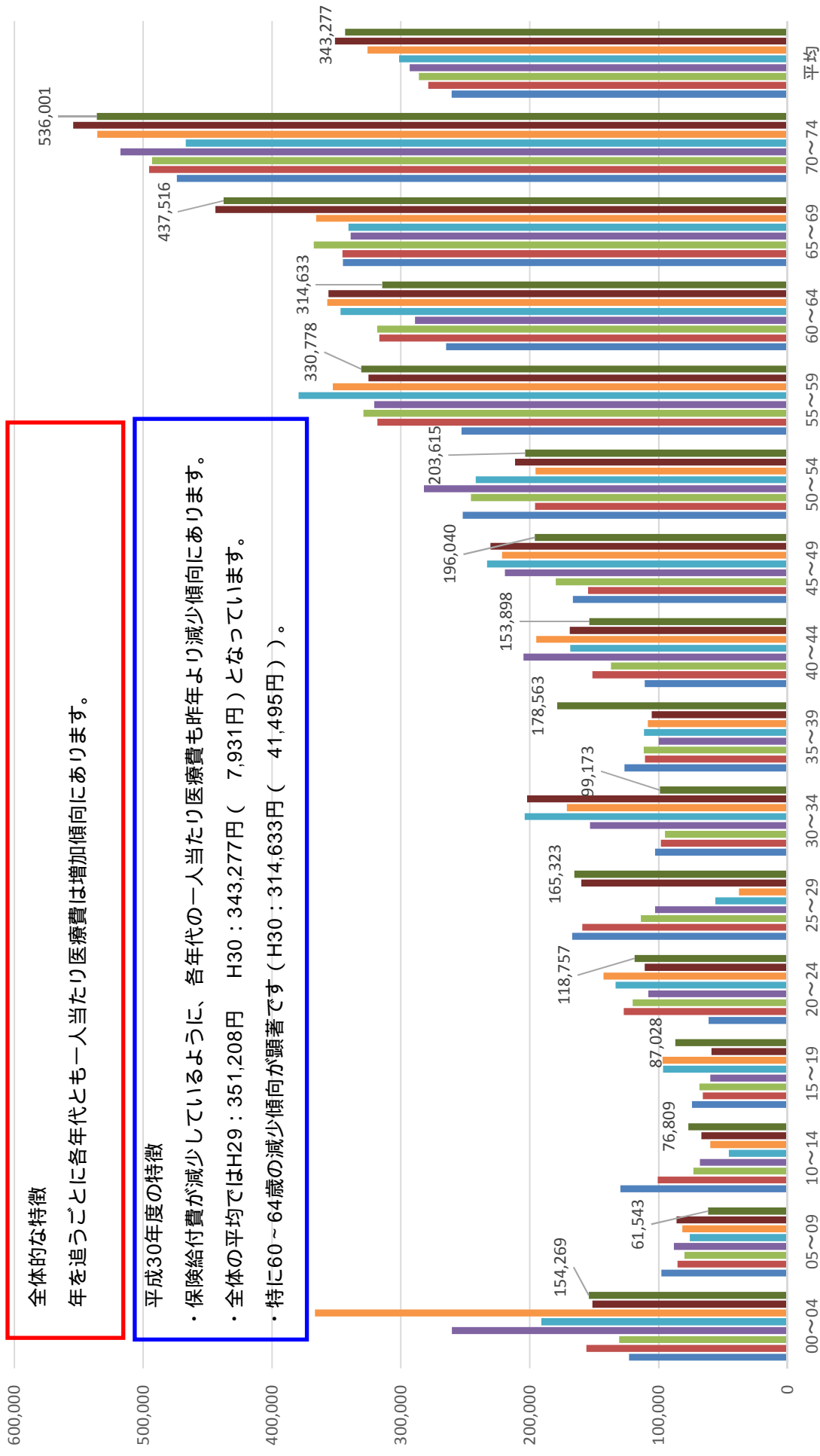
全体的な特徴

- ・被保険者数は徐々に減少する中、保険給付費はあまり変わっていない。
- ・全体に占める高齢者の医療費の割合が徐々にながっている。

平成30年度の特徴

- ・例年と異なり保険給付費が減少傾向にあり、昨年と比較して約1億円の減少が見込まれる。

琴浦町国民健康保険 年齢区分別1人当たり保険給付費(年間) 比較 (単位:円)



全体的な特徴

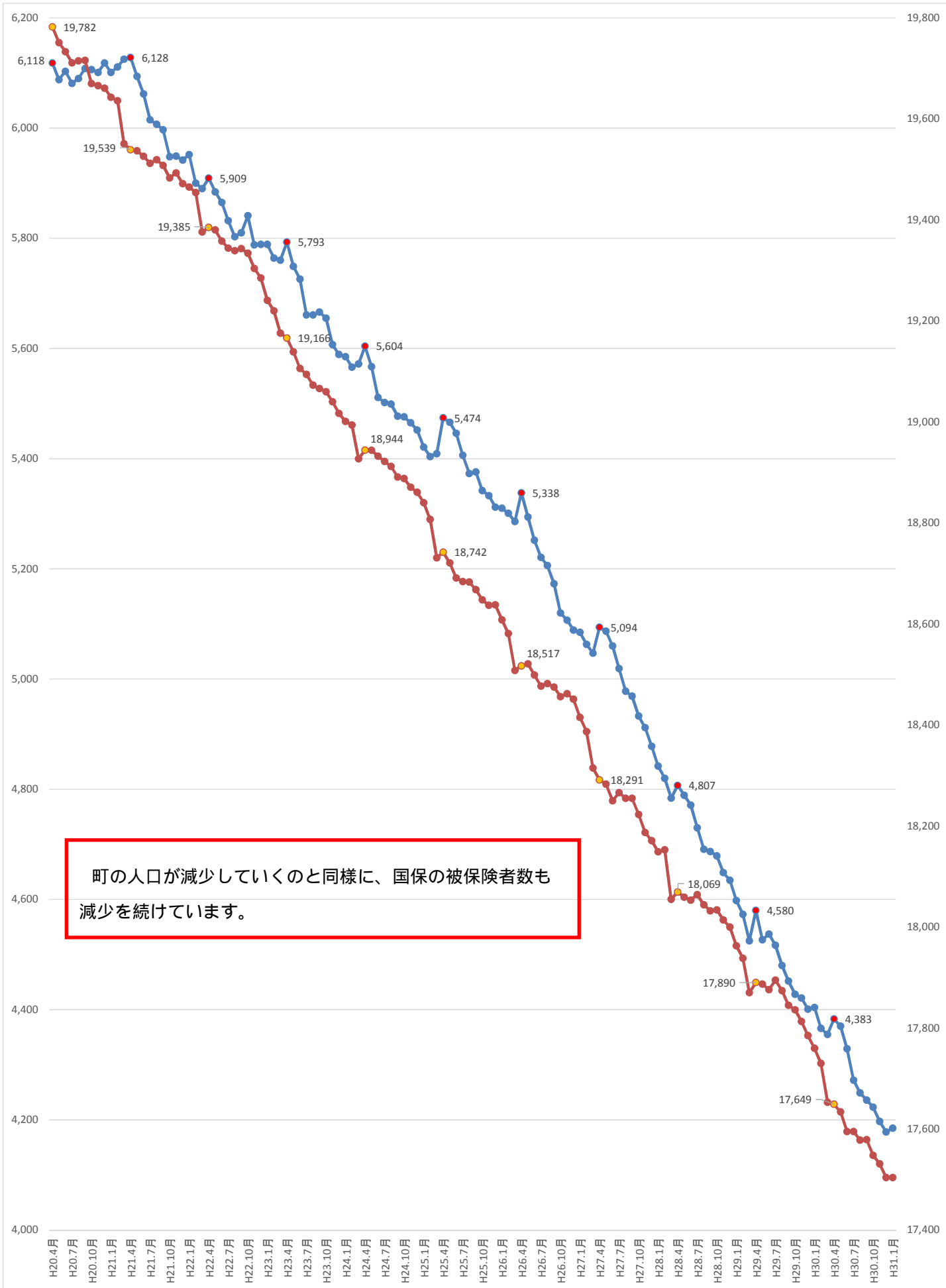
年を追うごとに各年代とも一人当たり医療費は増加傾向にあります。

平成30年度の特徴

- ・保険給付費が減少しているように、各年代の一人当たり医療費も昨年より減少傾向にあります。
- ・全体の平均ではH29：351,208円 H30：343,277円（7,931円）となっています。
- ・特に60～64歳の減少傾向が顕著です（H30：314,633円（41,495円））。

琴浦町人口と国保被保険者数の推移

(単位：人)

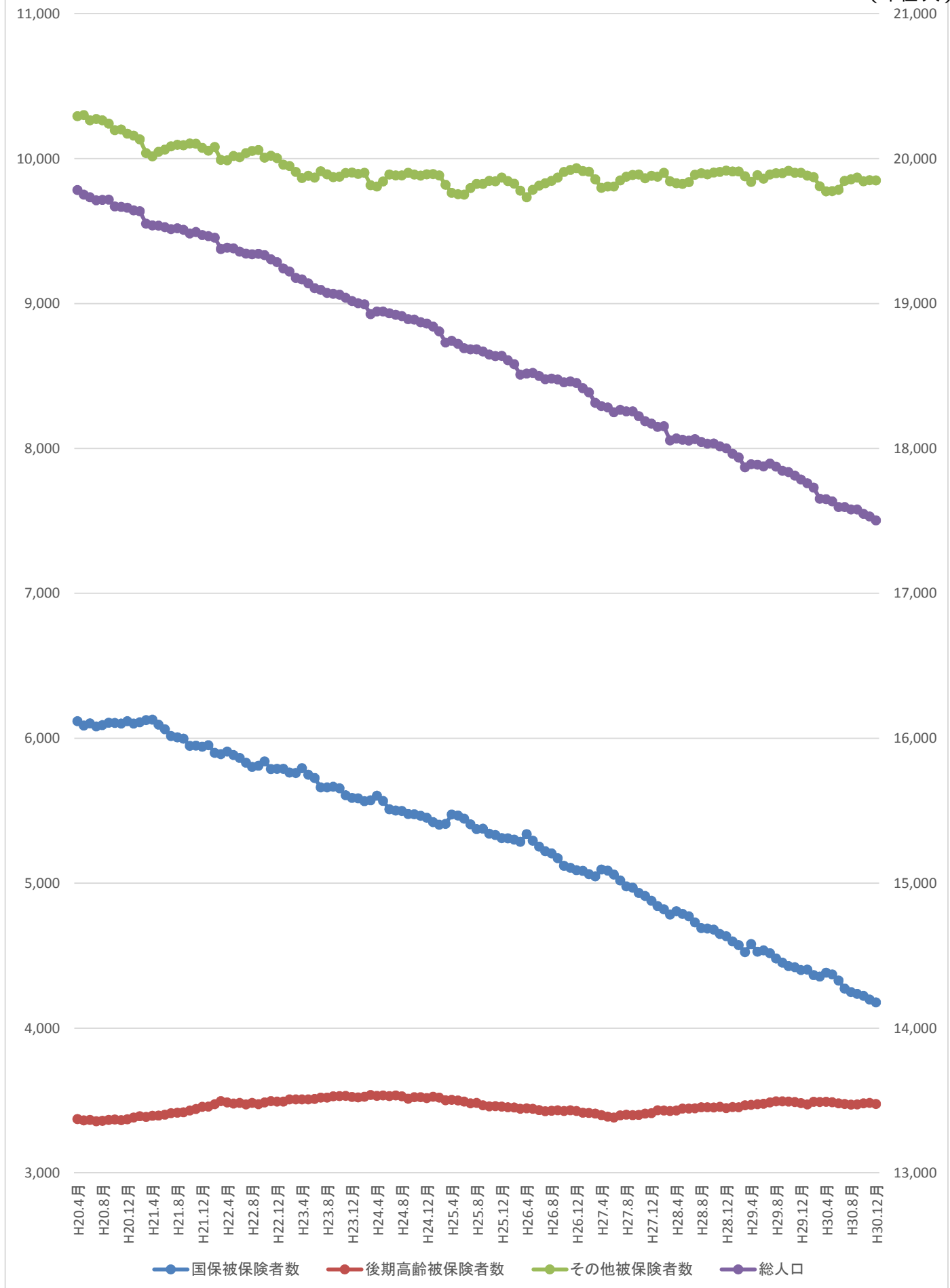


町の人口が減少していくのと同様に、国保の被保険者数も減少を続けています。

後期高齢者医療、その他の健康保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合等）の被保険者数がほぼ変わらない中、国保だけが人口減少とともに被保険者数の減少を続けています。その他の健康保険が加入要件（賃金等）を拡大させることで被保険者数を保っているため、人口減少のあおりを国保が受けていることが原因と考えられます。

琴浦町人口と保険別被保険者数推移

(単位:人)



税目名	1月月末納付状況																徴収率 対前年
	30年度								29年度								
	予算現額	調定済額	収入済額	未収額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率%	予算現額	調定済額	収入済額	未収額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率%	
1. 国民健康保険税																	
医療給付費分	281,600,000	327,508,921	227,113,829	100,395,092		398,380	100,793,472	69.35	291,408,000	342,767,138	233,015,995	109,751,143		428,914	110,180,057	67.98	1.37
現年課税分	271,165,000	283,510,188	214,568,317	68,941,871		398,380	69,340,251	75.68	278,250,000	288,284,300	217,865,830	70,418,470		428,914	70,847,384	75.57	0.11
滞納繰越分	10,435,000	43,998,733	12,545,512	31,453,221			31,453,221	28.51	13,158,000	54,482,838	15,150,165	39,332,673			39,332,673	27.81	0.71
(1) 一般被保険者保険税	278,808,000	324,721,246	225,190,554	99,530,692		398,380	99,929,072	69.35	283,002,000	336,806,756	228,717,796	108,088,960		423,571	108,512,531	67.91	1.44
現年課税分	268,525,000	281,396,804	212,864,187	68,532,617		398,380	68,930,997	75.65	270,016,000	283,415,988	213,948,618	69,467,370		423,571	69,890,941	75.49	0.16
滞納繰越分	10,283,000	43,324,442	12,326,367	30,998,075			30,998,075	28.45	12,986,000	53,390,768	14,769,178	38,621,590			38,621,590	27.66	0.79
(2) 退職被保険者保険税	2,792,000	2,787,675	1,923,275	864,400			864,400	68.99	8,406,000	5,960,382	4,298,199	1,662,183		5,343	1,667,526	72.11	-3.12
現年課税分	2,640,000	2,113,384	1,704,130	409,254			409,254	80.64	8,234,000	4,868,312	3,917,212	951,100		5,343	956,443	80.46	0.17
滞納繰越分	152,000	674,291	219,145	455,146			455,146	32.50	172,000	1,092,070	380,987	711,083			711,083	34.89	-2.39
後期高齢者支援金分	98,259,000	109,799,326	78,902,206	30,897,120		43,562	30,940,682	71.86	100,030,000	113,307,281	80,521,789	32,785,492		76,477	32,861,969	71.06	0.80
現年課税分	94,871,000	99,220,722	74,931,272	24,289,450		43,562	24,333,012	75.52	96,728,000	101,309,700	76,438,620	24,871,080		76,477	24,947,557	75.45	0.07
滞納繰越分	3,388,000	10,578,604	3,970,934	6,607,670			6,607,670	37.54	3,302,000	11,997,581	4,083,169	7,914,412			7,914,412	34.03	3.50
(1) 一般被保険者保険税	97,286,000	108,887,960	78,229,310	30,658,650		43,562	30,702,212	71.84	97,117,000	111,355,012	79,079,600	32,275,412		74,020	32,349,432	71.02	0.83
現年課税分	93,945,000	98,477,635	74,332,654	24,144,981		43,562	24,188,543	75.48	93,857,000	99,610,123	75,071,664	24,538,459		74,020	24,612,479	75.37	0.12
滞納繰越分	3,341,000	10,410,325	3,896,656	6,513,669			6,513,669	37.43	3,260,000	11,744,889	4,007,936	7,736,953			7,736,953	34.12	3.31
(2) 退職被保険者保険税	973,000	911,366	672,896	238,470			238,470	73.83	2,913,000	1,952,269	1,442,189	510,080		2,457	512,537	73.87	-0.04
現年課税分	926,000	743,087	598,618	144,469			144,469	80.56	2,871,000	1,699,577	1,366,956	332,621		2,457	335,078	80.43	0.13
滞納繰越分	47,000	168,279	74,278	94,001			94,001	44.14	42,000	252,692	75,233	177,459			177,459	29.77	14.37
介護納付金分	31,433,000	38,818,740	25,218,283	13,600,457		18,558	13,619,015	64.96	34,466,000	41,904,480	27,206,669	14,697,811		10,009	14,707,820	64.93	0.04
現年課税分	29,746,000	32,178,990	23,319,231	8,859,759		18,558	8,878,317	72.47	32,342,000	33,576,800	24,545,724	9,031,076		10,009	9,041,085	73.10	-0.64
滞納繰越分	1,687,000	6,639,750	1,899,052	4,740,698			4,740,698	28.60	2,124,000	8,327,680	2,660,945	5,666,735			5,666,735	31.95	-3.35
(1) 一般被保険者保険税	30,787,000	38,031,417	24,687,544	13,343,873		18,558	13,362,431	64.91	31,949,000	40,209,886	26,020,568	14,189,318		10,009	14,199,327	64.71	0.20
現年課税分	29,146,000	31,577,384	22,847,644	8,729,740		18,558	8,748,298	72.35	29,867,000	32,154,498	23,432,475	8,722,023		10,009	8,732,032	72.87	-0.52
滞納繰越分	1,641,000	6,454,033	1,839,900	4,614,133			4,614,133	28.51	2,082,000	8,055,388	2,588,093	5,467,295			5,467,295	32.13	-3.62
(2) 退職被保険者保険税	646,000	787,323	530,739	256,584			256,584	67.41	2,517,000	1,694,594	1,186,101	508,493			508,493	69.99	-2.58
現年課税分	600,000	601,606	471,587	130,019			130,019	78.39	2,475,000	1,422,302	1,113,249	309,053			309,053	78.27	0.12
滞納繰越分	46,000	185,717	59,152	126,565			126,565	31.85	42,000	272,292	72,852	199,440			199,440	26.76	5.10
一般被保険者保険税	406,881,000	471,640,623	328,107,408	143,533,215		460,500	143,993,715	69.57	412,068,000	488,371,654	333,817,964	154,553,690		507,600	155,061,290	68.35	1.21
現年課税分	391,616,000	411,451,823	310,044,485	101,407,338		460,500	101,867,838	75.35	393,740,000	415,180,609	312,452,757	102,727,852		507,600	103,235,452	75.26	0.10
滞納繰越分	15,265,000	60,188,800	18,062,923	42,125,877			42,125,877	30.01	18,328,000	73,191,045	21,365,207	51,825,838			51,825,838	29.19	0.82
退職被保険者保険税	4,411,000	4,486,364	3,126,910	1,359,454			1,359,454	69.70	13,836,000	9,607,245	6,926,489	2,680,756		7,800	2,688,556	72.10	-2.40
現年課税分	4,166,000	3,458,077	2,774,335	683,742			683,742	80.23	13,580,000	7,990,191	6,397,417	1,592,774		7,800	1,600,574	80.07	0.16
滞納繰越分	245,000	1,028,287	352,575	675,712			675,712	34.29	256,000	1,617,054	529,072	1,087,982			1,087,982	32.72	1.57
現年課税分	395,782,000	414,909,900	312,818,820	102,091,080		460,500	102,551,580	75.39	407,320,000	423,170,800	318,850,174	104,320,626		515,400	104,836,026	75.35	0.05
滞納繰越分	15,510,000	61,217,087	18,415,498	42,801,589			42,801,589	30.08	18,584,000	74,808,099	21,894,279	52,913,820			52,913,820	29.27	0.82
本税計	411,292,000	476,126,987	331,234,318	144,892,669		460,500	145,353,169	69.57	425,904,000	497,978,899	340,744,453	157,234,446		515,400	157,749,846	68.43	1.14
延滞金	3,047,000	5,117,305	5,117,305					100.00	2,384,000	4,140,384	4,140,384					100.00	
合計	414,339,000	481,244,292	336,351,623	144,892,669		460,500	145,353,169	69.89	428,288,000	502,119,283	344,884,837	157,234,446		515,400	157,749,846	68.69	1.21

平成30年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

あらまし	今年度の事業費の決算見込みによる減額補正を行います。また、実績見込みによる国民健康保険税の剰余金を財政調整基金に積み立てます。						
内 容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,209,132</td> <td>△71,800</td> <td>2,137,332</td> </tr> </tbody> </table>	補正前予算額	補正額	補正後予算額	2,209,132	△71,800	2,137,332
	補正前予算額	補正額	補正後予算額				
2,209,132	△71,800	2,137,332					
備 考	<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 総務費 [△607 千円] 今年度の決算見込みにより減額補正します。 ア 経費 総務費 [△607 千円] イ 財源 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金) [△607 千円]</p> <p>(2) 保険給付費 [△82,809 千円] 今年度の決算見込みにより減額補正します。 ア 経費 保険給付費 [△82,809 千円] イ 財源 (ア) 普通交付金 [△81,649 千円] → (イ)、(ウ) 以外の保険給付費 (イ) 一般会計繰入金(出産育児一時金等) [△840 千円] → 出産育児一時金 × 2/3 (ウ) 一般財源 (国保税) [△320 千円] → 出産育児一時金 × 1/3、葬祭費</p> <p>(3) 基金積立金 [12,690 千円] 実績見込みによる国民健康保険税の剰余金と基金利子を積み立てします。 ア 経費 財政調整基金積立金 [12,690 千円] イ 財源 一般財源 (国保税) [12,689 千円]、利子 [1 千円]</p> <p>(4) 保健事業費 [△1,072 千円] 今年度の決算見込みにより減額補正します。 ア 経費 保健事業費 [△1,072 千円] イ 財源 (ア) 特別交付金 (特別調整交付金) [△517 千円] → 健診受診勧奨センター委託料 (イ) 一般財源 (国保税) [△555 千円] → その他の保健事業費</p> <p>平成30年度末基金残高について (見込み) 基金残高 1,499 千円 + 24,813 千円 (基金積立) + 2 千円 (利子) = <u>26,314 千円</u></p>						

平成 30 年度国保保健事業について（報告）

①国保特定健康診査（特定健診）

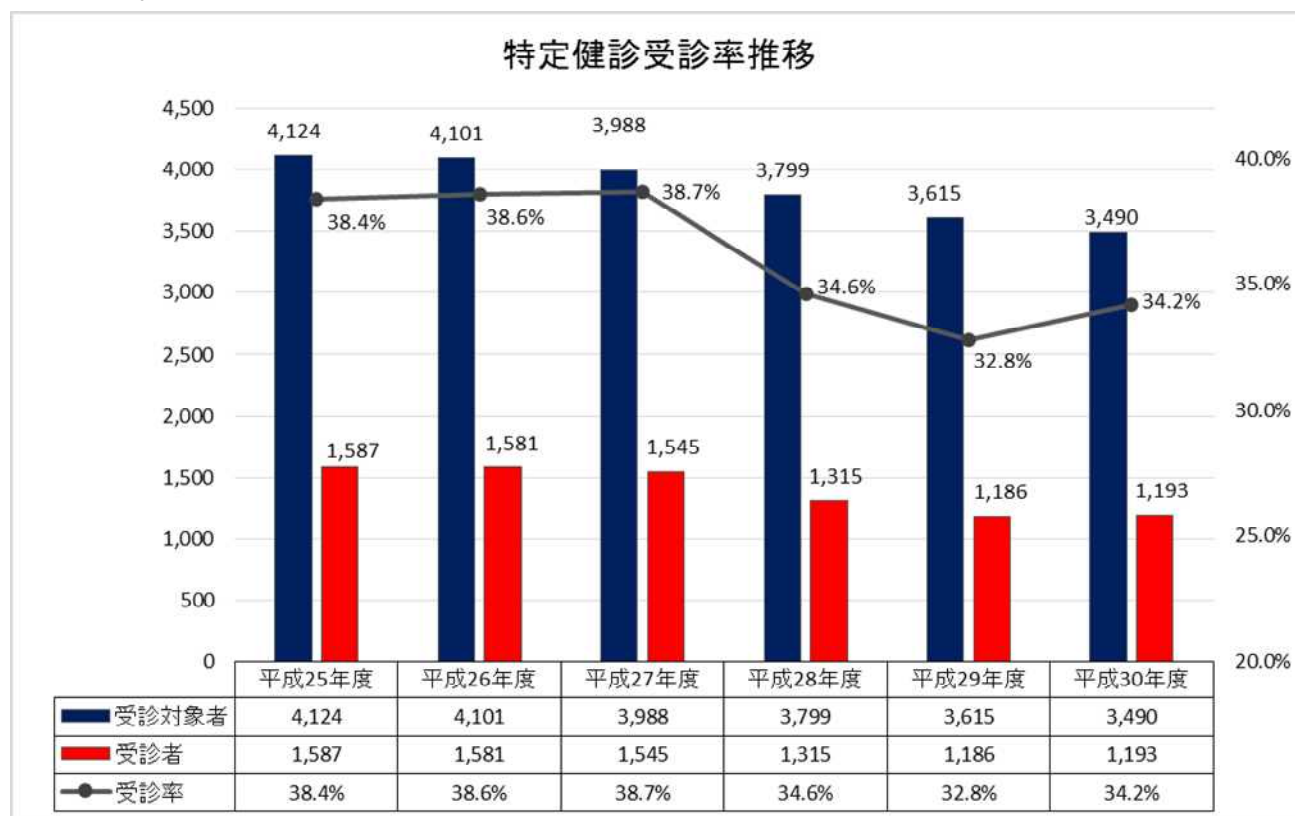
平成 30 年度の特定健診の対象者数は 3,490 人（前年 3,633 人）で受診者数は 1 月 31 日時点における報告分で集計したところ 1,193 人（前年比+7 人）でした。受診率は 34.2%（前年比+1.3%）という結果となりました。

受診者の動向としては、集団セット検診での受診者が 678 人（前年比△36 人、△5.0%）、医療機関での受診が 515 人（+43 人、+9.1%）という結果となりました。

平成 27 年度の 38.7%をピークに平成 29 年度は 32.8%と下げる結果となり、平成 30 年度は受診率の回復を目指し取り組んできました。受診期間の末日である 2 月末まであと 1 月を残し、平成 28 年度水準（34.6%）を若干下回るまで回復しています。受診期間の延長にあわせ、郵送による受診勧奨のほかに、電話による受診勧奨などに取り組んだ成果が表れているものと思われます。

地区別受診率では、対象者の多い八橋地区で昨年受診率を+6.9%と大きく上回ったほか、東伯中学校地区全体で受診率を上回る結果となった一方、赤碕中学校区で全地区が受診率を下げる結果となり、地区間での受診率の増減がはっきり表れる結果となりました。

年代別受診率では、国保への異動が始まる 60-65 歳代で+2.7%、最も対象者の多い 70 歳代で+2.6%と受診率が回復したことが、全体の受診率に大きく影響を与える結果となりました。



○未受診者への対応

1. 未受診者への特定健診受診勧奨通知

現在、10月15日現在で特定健診の受診を確認できていない者を対象に、11月2日付けで受診を勧奨する通知を世帯ごとに発送しました。

2. 被保険者の特定健診に相当するデータの提供依頼

1とあわせて、広く被保険者の健康状態を把握するため、本人からの特定健診に相当するデータの提供をお願いするとともに、本人同意に基づく医療機関からの診療データの提供について、町内の8医療機関と契約を行い、11月より取り組みを行い、現時点で49件の提供がありました。また、職場の定期健診受診者や契約医療機関外で個人的に受診された方などの情報提供も22件ありました。

3. 鳥取県受診勧奨センターとの連携による受診勧奨事業

今年度、鳥取県が（株）キャンサーズキャン（東京都）と契約を行い、特定健診の未受診者に対し電話にて勧奨を行うコールセンター事業を12月より実施、町の職員による受診勧奨を1月より実施し、合計600件の電話勧奨対象者に対し、電話による受診のお願いをしました。

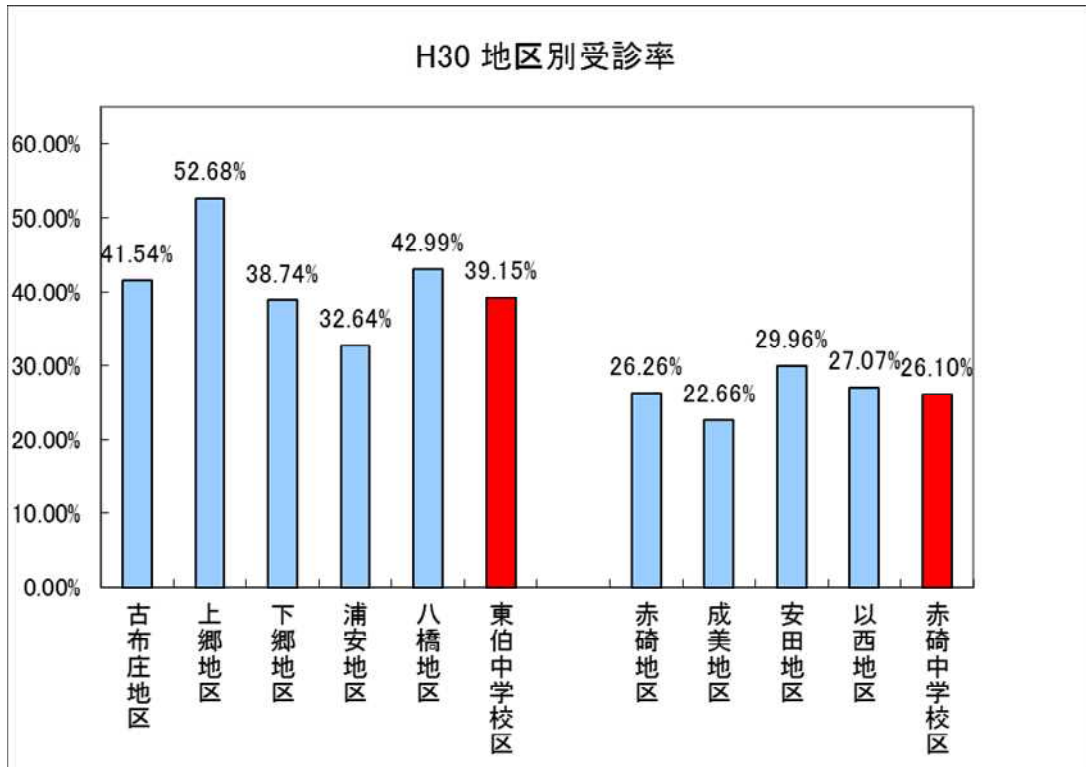
4. 医療機関委託の受診期間の延長

昨年度まで12月末までの受診期限だった医療機関委託健診を2月末までに延長しています。1月末時点で把握した1月の受診者数は25人で、受診率の向上につながっています。

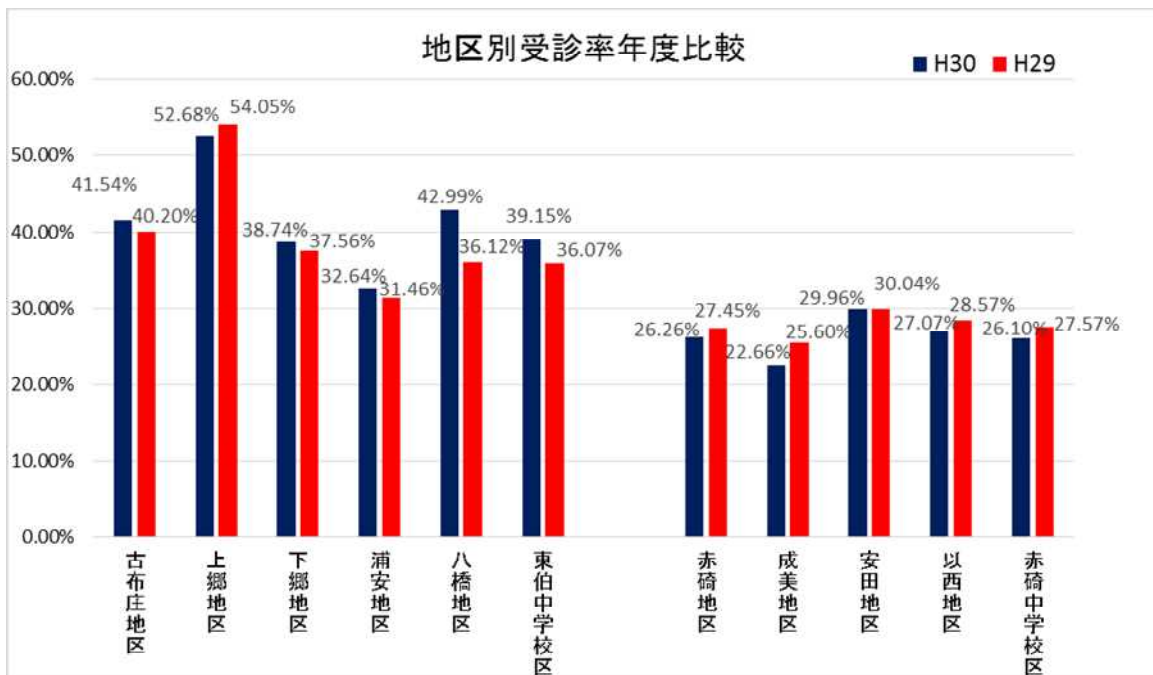
◎地区別受診率の比較

地区別で比較した結果では、全体として、対象者の多い八橋地区で受診率が+6.5%と大きく伸びたことが影響し、受診率が増える結果となった。東伯中学校区で概ね受診率が回復しているものの、赤碕中学校区での受診率が全地区で減少。地区間の傾向が顕著に現れる結果となった。

1. 平成30年度地区別受診率

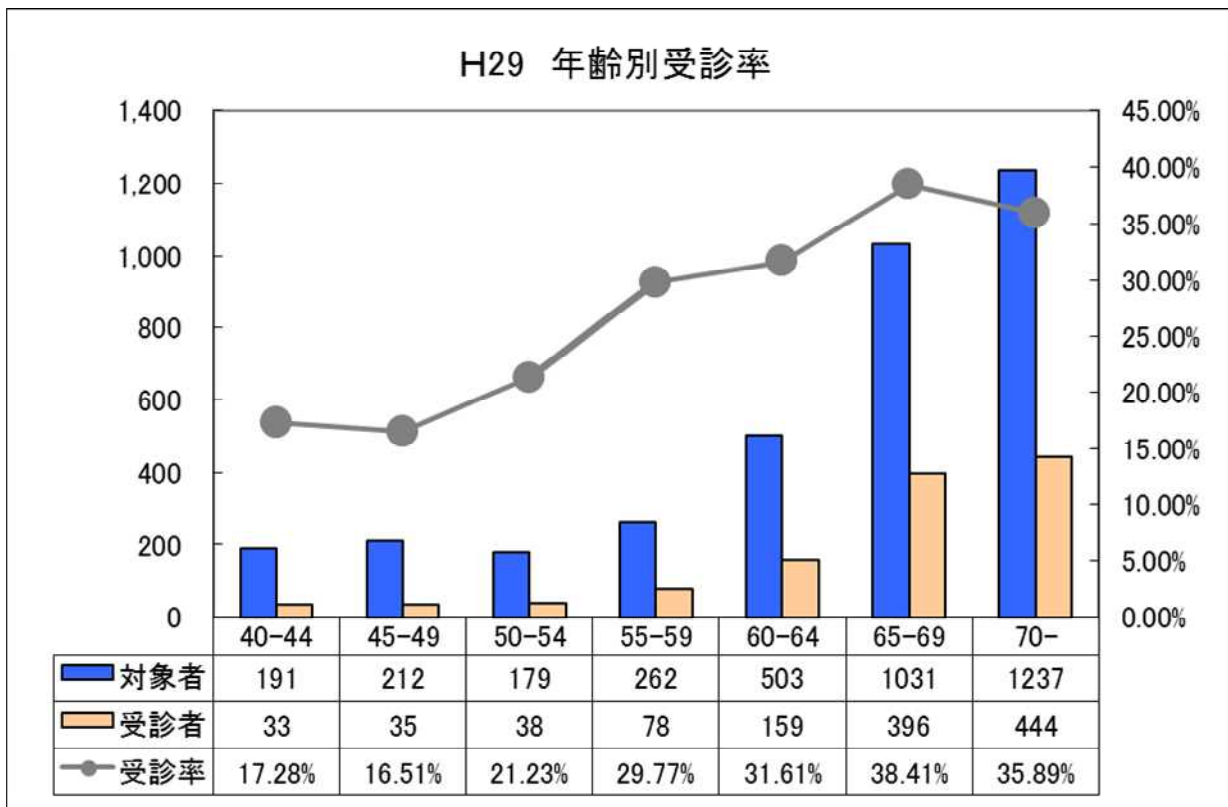
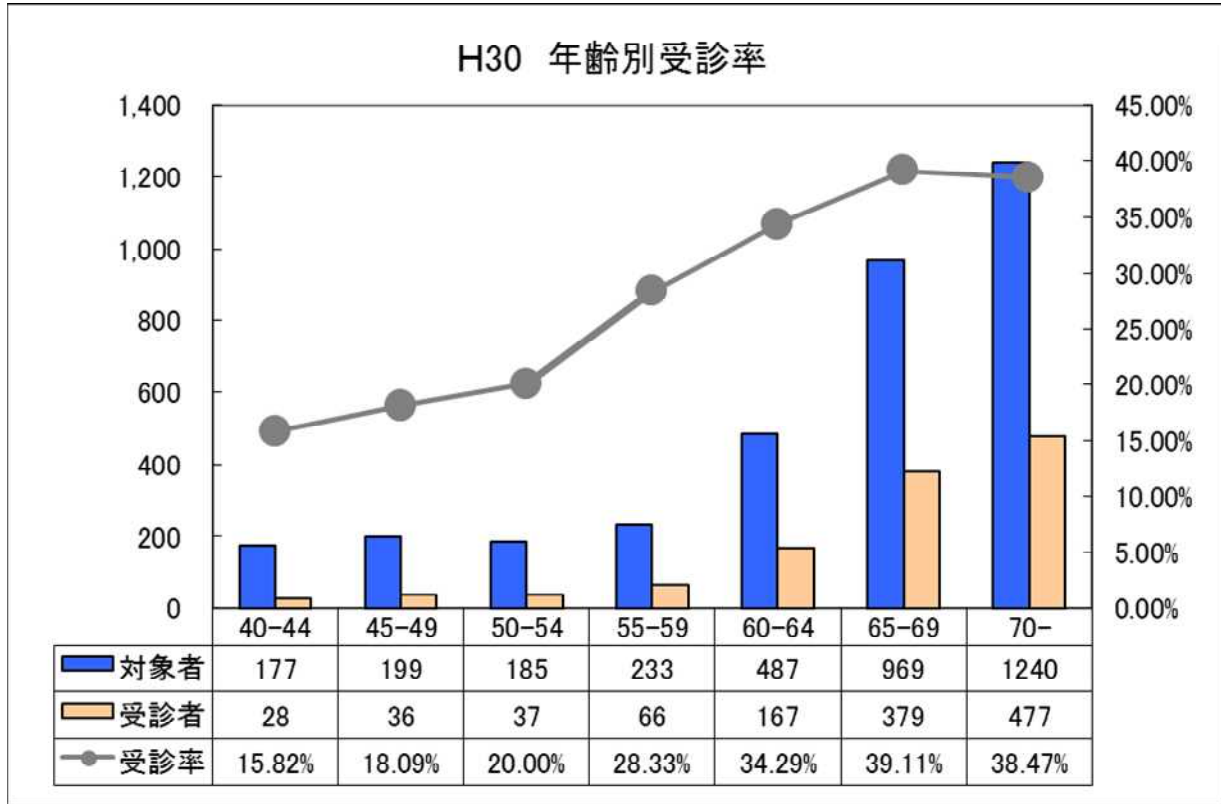


2. 平成29年度との比較



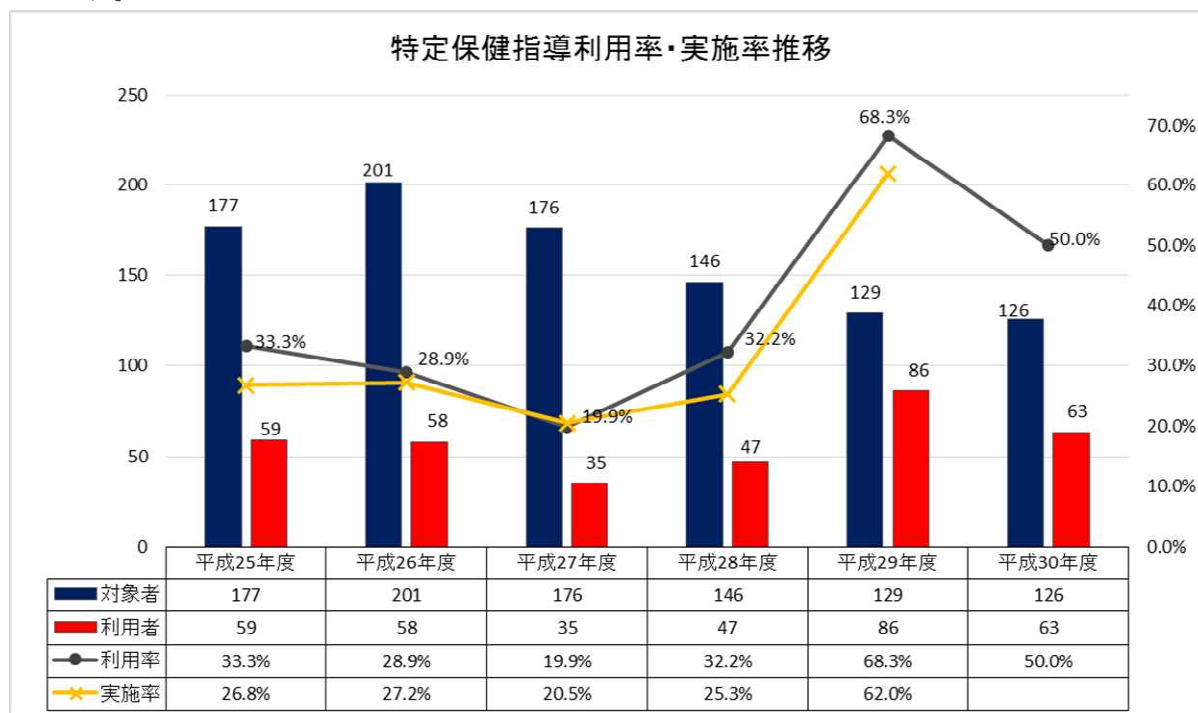
◎年代別受診率の推移

69歳以下の受診率は+0.65%と微増。60歳～64歳の受診率が+2.9%、70歳以上の受診率が+2.6%と回復が見られたことが大きい。



②特定保健指導

平成 30 年度の特定保健指導利用者数は、63 人（△23 人）と減少しましたが 50%という高い実施率を維持できています。集団セット検診会場で、過去 6 年間の検診結果を示しながらの初回面談や利用勧奨を行ったことが利用率の 50%台の維持につながったと思われます。



③糖尿病・慢性腎臓病（CKD）重症化予防訪問指導

特定健診の結果、血糖検査値（空腹時血糖値 110 以上、HbA1c 値 6.1%以上）、慢性腎臓病（CKD）に係る検査値（eGFR 値 50 未満、尿たんぱく＋以上）に所見を有する者に対し訪問指導を実施し、紹介状による医療機関への受診勧奨及び食事・運動などの生活指導を行っています。

今年度は 12 月に 10 月までに受診した者より対象者の抽出を行い、14 人の訪問を実施。9 人に紹介状を交付しました。現時点で 2 人の医療機関受診を確認しています。

健診受診勧奨センター事業について（経過報告）

あらまし	<p>特定健診受診率の回復のため、県と共同で特定健診受診勧奨センター事業（コールセンター）を実施しました。また、委託業者の分析データを元に町職員も受診可能性の高い被保険者に対して電話勧奨を行いました。</p>																																																	
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>実施方法</td> <td>業者委託</td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td>株式会社キャンサーズキャン</td> </tr> <tr> <td>選定方法</td> <td>県がプロポーザルを実施</td> </tr> <tr> <td>参加市町村</td> <td>岩美町 800 件 湯梨浜町 500 件</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>143,832 円 ・単価 540 円×1.08×300 件×1/2（町負担） ・その他（業務管理費用・回線使用費用）</td> </tr> <tr> <td>財 源</td> <td>特別調整交付金 10/10</td> </tr> </table> <p>2 実施状況</p> <p>電話勧奨の実施結果は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>業者委託分</th> <th>町実施分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施時期</td> <td>平成30年12月</td> <td>平成31年1月</td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>300人</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>抽出基準</td> <td>特定健診3年未受診かつレセプト有り(=医療機関受診)</td> <td>過去の健診受診状況から受診可能性が高いと見込まれる人及びその家族(業者分析)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">架電結果</td> <td>受診勧奨OK</td> <td>18件</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>受診勧奨NG</td> <td>90件</td> <td>99件</td> </tr> <tr> <td>家族に案内</td> <td>47件</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>受診済み</td> <td>18件</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>苦情</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>架電拒否</td> <td>6件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>電話不通</td> <td>105件</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16件</td> <td>43件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受診OKは受診を検討する含む ※対象者に対して電話勧奨を行うことを事前に文書で案内 ※不在時は最大3回まで架電 ※その他は会話にならなかったもの等</p> <p>3 効果検証について</p> <p>今年度より個別健診の実施期間を2月末に延長したため、最終的な電話勧奨の効果検証は3月以降に行う予定です。</p> <p>4 平成31年度の事業実施について</p> <p>実施時期の都合上、効果検証が終わっていませんが平成31年度も引き続き実施する予定です（対象者数：350人（全体の約1割））。 なお、県全体では12市町村（約8,000人）が実施予定としております。</p>	実施方法	業者委託	委託業者	株式会社キャンサーズキャン	選定方法	県がプロポーザルを実施	参加市町村	岩美町 800 件 湯梨浜町 500 件	契約金額	143,832 円 ・単価 540 円×1.08×300 件×1/2（町負担） ・その他（業務管理費用・回線使用費用）	財 源	特別調整交付金 10/10		業者委託分	町実施分	実施時期	平成30年12月	平成31年1月	対象者数	300人	300人	抽出基準	特定健診3年未受診かつレセプト有り(=医療機関受診)	過去の健診受診状況から受診可能性が高いと見込まれる人及びその家族(業者分析)	架電結果	受診勧奨OK	18件	44件	受診勧奨NG	90件	99件	家族に案内	47件	46件	受診済み	18件	26件	苦情	0件	0件	架電拒否	6件	0件	電話不通	105件	42件	その他	16件	43件
実施方法	業者委託																																																	
委託業者	株式会社キャンサーズキャン																																																	
選定方法	県がプロポーザルを実施																																																	
参加市町村	岩美町 800 件 湯梨浜町 500 件																																																	
契約金額	143,832 円 ・単価 540 円×1.08×300 件×1/2（町負担） ・その他（業務管理費用・回線使用費用）																																																	
財 源	特別調整交付金 10/10																																																	
	業者委託分	町実施分																																																
実施時期	平成30年12月	平成31年1月																																																
対象者数	300人	300人																																																
抽出基準	特定健診3年未受診かつレセプト有り(=医療機関受診)	過去の健診受診状況から受診可能性が高いと見込まれる人及びその家族(業者分析)																																																
架電結果	受診勧奨OK	18件	44件																																															
	受診勧奨NG	90件	99件																																															
	家族に案内	47件	46件																																															
	受診済み	18件	26件																																															
	苦情	0件	0件																																															
	架電拒否	6件	0件																																															
	電話不通	105件	42件																																															
	その他	16件	43件																																															

第2期琴浦町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の進捗状況について

<計画期間>

・平成30年度～35年度

<主な取り組み>

- ・特定健診受診率の向上
- ・糖尿病性腎症重症化予防、高血圧対策、脂質異常症の重症化予防
- ・人工透析新規発症者数の抑制
- ・ジェネリック医薬品普及率の向上

事業1 特定健診【中・長期的事業】

①目標値

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
実施率	42.0%	47.0%	52.0%	57.0%	60.0%	60.0%

②実施状況

	平成29年度	平成30年度(1月末現在)
対象者数	3,615人	3,490人
受診者数	1,186人	1,193人
受診率	32.8%	34.2%

※前年度に比べ受診率は増加しているが、目標値(42%)の達成は厳しい見込。

事業2 特定保健指導【中・長期的事業】

①目標値

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
実施率	45.0%	49.0%	53.0%	57.0%	60.0%	60.0%

②実施状況

	平成29年度	平成30年度(1月末現在)
対象者数	129人 (積極的支援27人、動機付け支援102人)	126人 (積極的支援29人、動機付け支援97人)
実施率	62.0%	－(63名に初回面接を実施)

※目標値(45%)は達成できる見込。

事業3 生活習慣病重症化予防【中・長期的事業】

目的	特定健診を受診の結果、 ・受診勧奨判定値以上であってメタボ判定が非該当の者 ・受診勧奨判定値以上であって健診異常値放置による受診勧奨対象である者などの、重症化する危険因子を持った方が医療機関を受診し、早期かつ継続治療による重症化を予防することを目的とし、受診勧奨を実施します。		
実施内容	・生活習慣病要治療者またはその予備群の被保険者に対して紹介状を発行し、適正医療受診に繋げる取り組みを継続して行います。 ・健診および医療機関未受診者に対し、まずは早期に受診し自身の健康状態を把握し、必要に応じて早期に専門機関を受診していただけるよう広報紙等により啓発を行なう。		
目標、 評価指標	アウトプット(結果)		アウトカム(成果)
	対象者の医療機関受診率40%以上(指導対象者のうち、受診した人数より算出する)		・生活習慣病に特化した医療費等を減少させる(発症または重症化予防による効果指標)。 ・脳卒中、心筋梗塞等の疾患で生活習慣病を基礎疾患とする患者数を減少させる。
実施状況		平成29年度	平成30年度(2/15現在)
	指導対象者	435人	416人
	医療機関受診者	203人	185人
	受診率	46.7%	44.5%

※紹介状を交付したが受診をしていない人に対し、受診勧奨を行った。






※目標値(医療機関受診率40%以上)は達成。

事業4 糖尿病性腎症重症化予防【中・長期的事業】

目的	糖尿病患者が増加する状況にある中で、合併症の一つである糖尿病性腎症に着目し、腎不全による透析療法ステージに移行する前の糖尿病患者に対し、個別の保健・生活指導を実施することで重症化(進行)や透析の導入を防ぎ、QOL の維持・向上を図ります。		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・HbA1c 6.1以上、eGFR 50未満、尿蛋白+以上の未治療者およびコントロール不良者に対して紹介状を発行し、保健師、看護師が訪問し、受療勧奨及び食事・運動等の生活習慣改善のための指導を行います。 ・訪問指導対象者の精密検査の受診状況を確認し、未受診者に対しては引き続き受診勧奨を行います。 ・健診および医療機関未受診者に対し、まずは早期に受診し自身の健康状態を把握し、必要に応じて早期に専門機関を受診していただけるよう広報紙等により啓発を行なう。 ・平成30年度に県が策定予定の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに従い、医療機関と連携し重症化予防に取り組む。 		
目標、 評価指標	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	
	紹介状交付者の60%以上が受診する(紹介状交付者のうち、受診した人数より算出する)。	全保健指導対象者の糖尿病性腎症における病期進行者(人工透析移行等)を0人とする。	
実施状況		平成29年度	平成30年度(2/15現在)
	訪問指導対象者	9人	14人
	紹介状交付者	7人	9人
	医療機関受診者	5人	2人
	受診率	71.4%	22.2%

※12月下旬より訪問指導を開始したため、今後医療機関受診者数が増える見込。

事業5 地域の健康課題 対策に向けた 健康づくり推進員及び食生活改善推進員との連携事業【中・長期的事業】

目的	医療費分析等により各地域(中学校単位)の健康課題を明確にし、保険者と健康づくり推進員及び食生活改善推進員との連携・協働を図りながら、健康課題の解決に向けて取り組み、各地域住民の健康意識の高揚を図ります。	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動されている健康づくり推進員等へ情報提供することで、地域における健康課題を改めて認識していただくと共に、目標達成に向けた地域活動を支援します。 ・地域住民が主体的に健康づくりに関われるよう、まちの保健室事業の取り組みを町全体に波及させます。 	
目標、 評価指標	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)
	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で健康課題解決に向けた取り組みがなされる(新規の取り組みまたはバージョンアップした取り組みの実施状況を確認する)。 ・健診受診率の目標値を達成する(特定健診の目標値に対する達成度)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域での健康課題が改善される(大分類または中分類での健康課題としていた疾患に対する医療費等の減少)。 ・各地域において、健康に対する特色のある取り組みが活性化される。
実施状況	平成29年度	平成30年度
	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養講座  ●部落健康教室  ●健康づくり推進員と食生活改善推進員への研修会  ●まちの保健室  ●糖尿病予防教室  	

※前年に引き続き関係団体と連携して事業を実施。

事業6 重複・頻回受診者訪問指導【短期的事業】

目的	同一の疾病で複数の医療機関を転々と受診する「重複受診」や1カ月の通院回数が多い「頻回受診」は、行く先々で同じ治療・検査を受けることでの医療費増大や薬の重複による副作用などの危険もあり、被保険者への経済的・身体的負担等が増すとともに国保会計にも影響が生じることが懸念されることから、重複・頻回受診者に対する訪問による働きかけを行うことにより、被保険者の行動変容を促し、健康保持と医療費の適正化を図ります。	
実施内容	被保険者のレセプトデータや保健支援事業システムをベースに、指導となる者の抽出及び受診状況の把握を行い、重複・頻回受診が及ぼす弊害の啓発(重複検査、重複服薬等)や食事・運動等生活改善の指導を行います。 ※同一の疾病で3医療機関以上かつ3か月以上継続受診されている被保険者または1カ月の通院日数が月15日以上かつ3か月以上継続受診している被保険者とします。	
目標、 評価指標	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)
	指導対象者の医療費が、指導前と比較して50%減少する。 (指導対象者の医療費を、指導前と指導後で比較する)	指導対象者数を50%減少させる。

- ・国の動向を受け、H30年度より重複・多剤服薬者に対する訪問指導へ変更し実施。
 - ・同一薬効の薬剤が2ヶ所以上の医療機関から継続して処方されている被保険者を抽出し、レセプトを確認した上で対象者を選定。→5名を選定
 - ・訪問指導後の投薬状況をレセプトより確認し、投薬に問題のあった人の50%が改善されることを成果とし評価を行う。
- ※今年度新たに重複・多剤服薬者を対象としてリストアップを行ったが、前年度までに訪問指導を行った重複・頻回受診者もリストアップされてきている。訪問時には服薬指導だけでなく医療機関の受診方法(回数)についても指導を行う。

事業7 ジェネリック医薬品差額通知【短期的事業】

目的	近年、医療の高度化等に伴い、家計に占める医療費の割合や国民健康保険財政の負担が年々大きくなっている中でも、ジェネリック医薬品の使用を促すことで、被保険者の治療にかかる費用負担を軽減するとともに国民健康保険運営の安定化を図ります。		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品差額通知書を年間4回送付し、国保被保険者へのジェネリック医薬品の普及に努める。 ※差額が1被保険者あたり300円以上の場合通知を発行 ・ジェネリック医薬品希望カードを保険証一斉更新時に同封すると共に、国保加入手続き時や広報誌等での啓発を行なう。 		
目標、 評価指標	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	
	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)が年々向上する(普及率の年度平均を比較する)。	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)が80%以上になる。	
実績 状況		平成29年度	平成30年度(12月診療分まで)
	普及率	74.9%	77.4%
	普及率 (対前年度)	+2.3 ポイント	+2.5 ポイント

※前年度に比べジェネリック医薬品普及率は増加しているが、目標値(80%)の達成は厳しい見込。

あらまし	平成31年度琴浦町国民健康保険事業の運営に係る経費を予算計上するもの。		
内 容	1 予算額 [単位：千円]		
	当初予算額	前年度当初予算額	比較増減
	2,092,715	2,164,964	△72,249
	2 主な計上内容		
	(1) 総務費 [23,318千円]		
	職員給与等、事務費、国保連合会負担金、運営協議会費他		
	ア 経費		
	(ア) 総務管理費・徴収費 [23,262千円]		
	(イ) 運営協議会費 [56千円]		
	イ 財源		
一般会計繰入金(職員給与費等繰入金) [23,318千円]			
(2) 保険給付費 [1,528,404千円]			
被保険者への保険給付に充てるもの。			
ア 経費			
(ア) 療養諸費 [1,314,301千円]			
(イ) 高額療養費 [207,614千円]			
(ウ) 移送費 [20千円]			
(エ) 出産育児諸費 (13件) [5,460千円]			
(オ) 葬祭諸費 (36件) [720千円]			
(カ) 高額介護合算療養費 [289千円]			
イ 財源			
(ア) 普通交付金 [1,522,224千円]			
(イ) 一般会計繰入金(出産育児一時金等) [3,640千円]			
(ウ) 一般財源 (国保税) [2,540千円]			
(3) 国民健康保険事業費納付金 [517,221千円] (対前年+24,021千円)			
県から交付される交付金の財源として、県に納付するもの。			
ア 経費			
(ア) 医療給付費分 [377,470千円] (// +25,318千円)			
(イ) 後期高齢者支援金等分 [109,037千円] (// +3,271千円)			
(ウ) 介護納付金分 [30,714千円] (// △4,568千円)			
イ 財源			
(ア) 県支出金等 [15,566千円]			
(イ) 一般会計繰入金等 (保険基盤安定繰入等) [114,550千円]			
(ウ) 一般財源 (国保税) [387,105千円]			

(4) 保健事業費[19,852 千円]

特定健診・特定保健指導、人間ドック、その他医療費適正化事業
ア 経費

(ア) 特定健診・特定保健指導[13,206 千円]

(イ) 人間ドック[3,005 千円]

(ウ) 医療費適正化事業[3,641 千円]

○エイズ予防啓発、ジェネリック医薬品普及啓発、医療費通知

○糖尿病性腎症重症化予防事業[1185 千円] **【新規】**

糖尿病の重症化による腎臓機能低下を未然に防ぐため、看護師による保健指導に重点的に取り組みます（財源：特別調整交付金 10/10）。

○特別調整交付金（結核・精神）申請事業[801 千円] **【新規】**

県の特別調整交付金にある「結核・精神の医療費が多額であること」の申請可否を判断するため、業者委託により医療費データを抽出・分析します（財源：特別調整交付金 10/10）

イ 財源

(ア) 県支出金[8,685 千円]

(イ) 一般財源（国保税）[11,167 千円]

→特定健診・特定保健指導（県支出金上限越え分）[7,748 千円]

→人間ドック[3,005 千円]

→医療費適正化事業（エイズ予防啓発、医療費通知）[414 千円]

(5) 諸支出金[2,915 千円]

還付金、還付加算金、国県支出金等返納金、一般会計繰出金等

ア 経費

(ア) 還付金、還付加算金[2,410 千円]

(イ) 国庫支出金等返納金（特定健康診査等負担金）[100 千円]

(ウ) 一般会計繰出金（システム改修費）[405 千円]

※国保税の旧被扶養者減免の期間を2年間とする制度改正への対応

イ 財源

(ア) 県支出金[405 千円]

(イ) 繰越金[100 千円]

(ウ) 一般財源（国保税）[2,410 千円]

→還付金、還付加算金[2,410 千円]

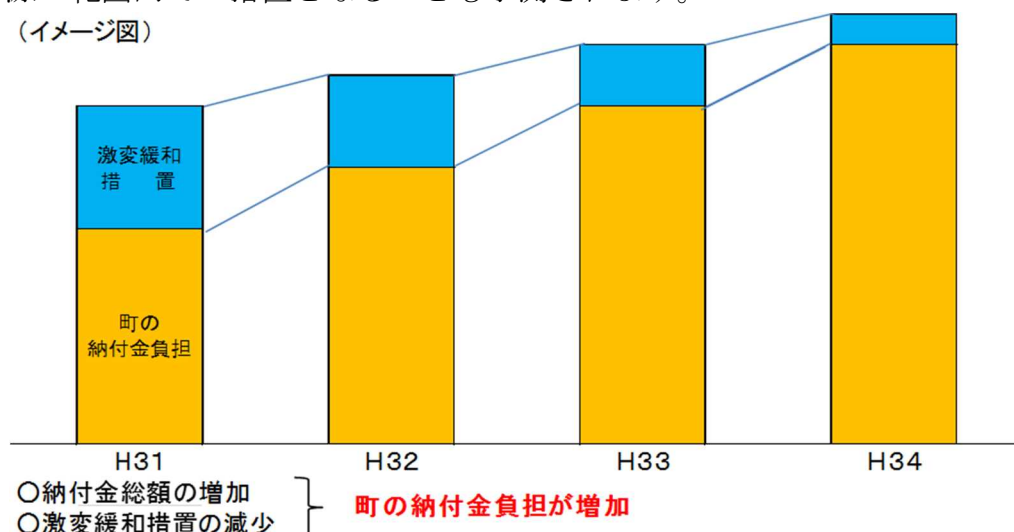
備考

あらまし	<p>平成31年度の県へ支払う納付金は約2400万円の増となりました。今後も厳しい財政運営が予想されますが、平成31年度は現行税率で予算編成が可能と判断し、保険税率は据え置きと提案します。</p>																								
内 容	<p>1 納付金と激変緩和措置について</p> <p>1月4日、平成31年度の納付金の額が県から示され、琴浦町は前年度から約2400万円の増額となりました。また、国保制度改正が行われたことによる急激な保険税負担の増に充てられる激変緩和措置も約1300万円増額されています。</p> <p>納付金（※一般分） （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th></th> <th>平成31年度</th> <th>平成30年度</th> <th>比較増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琴浦町</td> <td>514,636,998</td> <td>488,174,125</td> <td>26,462,873</td> </tr> <tr> <td>県全体</td> <td>15,334,423,747</td> <td>14,671,296,393</td> <td>663,127,354</td> </tr> </tbody> </table> <p>激変緩和措置 （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th></th> <th>平成31年度</th> <th>平成30年度</th> <th>比較増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琴浦町</td> <td>92,349,155</td> <td>79,258,014</td> <td>13,091,141</td> </tr> <tr> <td>県全体</td> <td>536,464,435</td> <td>245,165,371</td> <td>291,299,064</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 激変緩和措置の増額について</p> <p>今回の算定結果では激変緩和措置が増加していますが、これはH30年度、H31年度の算定結果がともに激変緩和措置の財源の枠内に収まっているために生じたものです。</p> <p>激変緩和措置の財源自体は減少しており、いずれ算定結果が財源を上回るようになると、大幅な負担増が生じます。</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 平成30年度 財源 > 算定額 →算定額どおり措置 </p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 平成31年度 財源 = 算定額 →算定額どおり措置 </p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 平成32年度 財源 < 算定額 →財源の範囲内で措置 </p> </div> <p>3 今後の納付金の見通しについて</p> <p>次の理由等から、今後しばらくは納付金が増えていくことが予想されます。</p> <p>(1) 高齢者の増加</p> <p>被保険者全体に占める高齢者の割合が増え続けており、全体の被保険者数が減少しても医療費の総額は伸びる傾向にあります。また、給付割合の高い高齢受給者（70～74歳：2割負担）の人数が平成33年度にピークを迎えることから今後数年間は納付金総額が増え続ける見込みです。</p>		平成31年度	平成30年度	比較増減	琴浦町	514,636,998	488,174,125	26,462,873	県全体	15,334,423,747	14,671,296,393	663,127,354		平成31年度	平成30年度	比較増減	琴浦町	92,349,155	79,258,014	13,091,141	県全体	536,464,435	245,165,371	291,299,064
	平成31年度	平成30年度	比較増減																						
琴浦町	514,636,998	488,174,125	26,462,873																						
県全体	15,334,423,747	14,671,296,393	663,127,354																						
	平成31年度	平成30年度	比較増減																						
琴浦町	92,349,155	79,258,014	13,091,141																						
県全体	536,464,435	245,165,371	291,299,064																						

(2) 激変緩和措置の減少

県によると、平成 31 年度の激変緩和措置の算定額は財源とほぼ同額だったということでした。今後は激変緩和措置の算定額が財源の枠を上回り、財源の範囲内での措置となることも予測されます。

(イメージ図)



4 平成 31 年度の国保税率 (案) について

納付金も増額され、今後の財政運営も厳しいものが予想されますが、各歳入歳出を精査した結果、平成 31 年度は基金の取り崩しや一般会計からの赤字繰入を行わなくても現行税率で予算編成を行うことが可能と判断しました。

したがって、平成 31 年度の国保税率は**据え置き**と提案させていただきます。

平成 31 年度国保税率 (案) …現行税率に据え置き

	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	6.50%	23.00%	21,500 円	21,500 円	61 万円
支援分	2.40%	7.00%	7,200 円	7,500 円	19 万円
介護分	1.60%	8.00%	8,100 円	5,300 円	16 万円

【補足】国保税に関する制度改正について

(1) 賦課限度額の改正

医療分の賦課限度額が 58 万円から **61 万円**に上がりました。

(2) 軽減基準の改正

所得に応じて受けられる法定軽減の基準所得額が次のとおり変更されます (赤字部分が変更箇所、カッコ内が変更前)。

	基準所得額
7 割軽減	33 万円
5 割軽減	33 万円 + (28 (27.5) 万円 × 加入者数)
2 割軽減	33 万円 + (51 (50) 万円 × 加入者数)

5 今後の検討課題

(1) 資産割の廃止について

資産割は所得割と比較して景気の影響が少なく安定的な税収が期待できません。その一方で所得の有無に関わらず課税されるため低所得者への負担となるという問題点もあります。

資産割の特徴

メリット	○固定資産税を基にしているため、所得割と比較して景気変動の影響が少なく安定的な税収が期待できる。
デメリット	○固定資産を所有している低所得者にとって、税負担が大きくなる。 ○固定資産税との2重課税という印象を受けやすい。 ○他市町村に所有する固定資産は対象外となるため、不公平な面がある。

平成 29 年度まで県内全ての市町村が 4 方式を採用していましたが、平成 30 年度に鳥取市、境港市が、平成 31 年度に大山町が 3 方式へと賦課方式を変更しています。

平成30年度		→	平成31年度	
3方式	鳥取市、境港市		3方式	鳥取市、境港市、大山町
4方式	その他17市町村		4方式	その他16市町村

※3 方式…所得割、均等割、平等割

4 方式…所得割、資産割、均等割、平等割

(2) 応能・応益割合について

国の推奨する応能割（所得割、資産割）と応益割（均等割、平等割）の割合は 50 : 50 ですが、琴浦町はおよそ 58 : 42 となっています。また、鳥取県は全国平均と比較して所得が低いため、県標準割合では 44 : 56 となります。

応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
50	50	58	42	44	56
国の推奨する割合		琴浦町の割合		鳥取県の標準割合	

応益割合を高めれば国保税の軽減による基盤安定繰入（県 3/4、町 1/4 負担）が増え、全体的には被保険者の負担が減ります。しかし、町の財政運営も厳しく一般会計からの繰入増は見込めません。また、応益割を増やすと低所得者の税負担が増えるという問題も生じます。

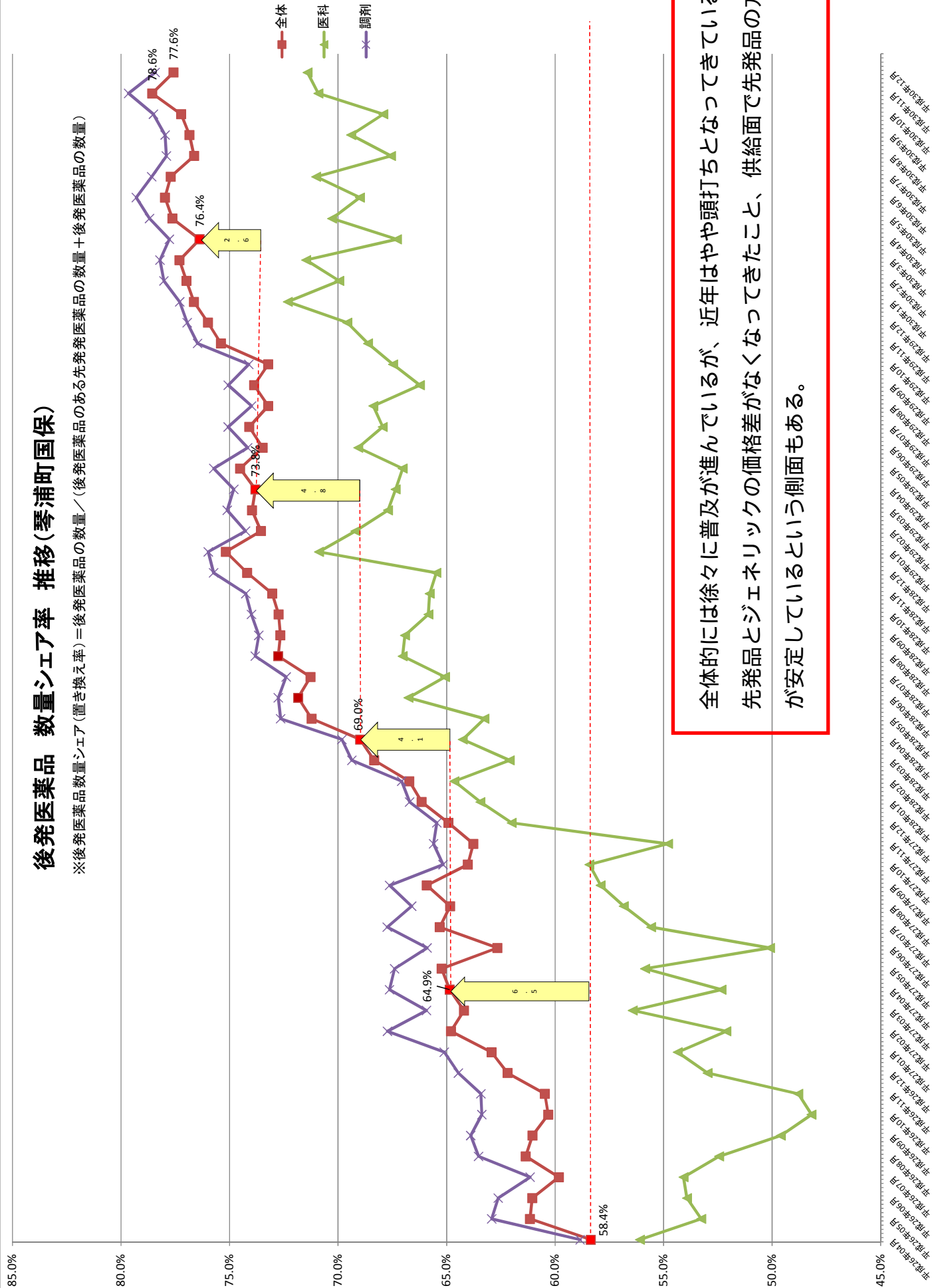
(3) 納付金算定への医療費水準の反映について

納付金の算定をする際、現在は各市町村の医療費水準（医療費の高さ）が納付金の配分に反映されています。

昨年県よりこのことについて廃止の提案がありましたが、平成 31 年度は現行どおりとなりました。今後も引き続き県と市町村で協議が行われます。

後発医薬品 数量シェア率 推移 (琴浦町国保)

※後発医薬品数量シェア(置き換え率)＝後発医薬品の数量／(後発医薬品の数量＋先発医薬品の数量)



全体的には徐々に普及が進んでいるが、近年はやや頭打ちとなってきた。
 先発品とジェネリックの価格差がなくなってきたこと、供給面で先発品の方が安定しているという側面もある。